

公民最新資料

特集第 12 号

INDEX

- 実践報告①** 社会保障教育の意義と授業づくりの提案
～授業実践における6つの要点～ 2
東京都立世田谷泉高等学校教諭 佐々木 啓真
- 実践報告②** 「多様性」について、どのように授業で扱うか
～「多様性から考える個人の尊重」の実践を通して～ 7
東京都立田園調布高等学校主幹教諭 宮崎 三喜男
- 実践報告③** 初学者でも楽しみながら行える「倫理」分野の授業
～新学習指導要領の「公共」や「倫理」の授業に向けて～ 12
神奈川県立多摩高等学校教諭 柴田 和範



東京都立世田谷泉高等学校教諭 佐々木 啓真

1. はじめに

社会保障教育と聞いて、今お読みになられている先生方はどのような印象をおもちになるだろうか。

社会保障制度に関する議論は、近年の少子高齢社会における重要なトピックであり、新聞やニュース等で目にする機会が多く、国民全体の関心が高まっている。一方で、その内容は多岐に渡り、断片的な知識を得ても、あるいは制度を網羅的に勉強しても、いわゆる「実感的な理解」には至りにくいテーマでもある。

このようなテーマを授業で扱い、よりよい社会の担い手を育てる役割を担うのが私たち公民科教員である。ただでさえわかりにくい社会保障制度について、生徒の関心の扉を開かせるためには、授業において「見方・考え方」を提示したり、先生方が「自分事」として社会保障制度の意義を語るなどの展開面での工夫をしたり、家庭科との教科間連携を通じてミクロ・マクロ双方から学習したりといった取り組みが重要になってくると考えられる。

本稿では、一授業者として日々考え、取り組んでいることを、紙面をお借りしてご紹介したい。

2. 社会保障教育の意義

まずは、社会保障教育を行うことの意義について考えたい。高等学校公民科における社会保障制度の単元は、その他の単元の学習内容を理解する上で重要な役割をもつ。経済分野では、経済社会のあり方（大きな政府や小さな政府という考え方）や、財政の仕組み等を学習する際に必要な知識となり、政治分野では、憲法学習の生存権を保障する際の具体的な方法として登場する。また、今日的な課題に対応する教育テーマ（いわゆる〇〇教育）にも関連すると考えられる。以下に代表例を記す。

●主権者教育

2015年に公職選挙法が改正され、18歳選挙権が実現した。多くの高校3年生は、主権者として投票に行く権利を有するようになった。それに付随して、選挙に関する主権者教育が各学校で行われている。実際の選挙に際して、有権者が注目する政策について確認しよう。

明るい選挙推進協会の調査¹⁾によると、第25回参議院議員通常選挙（2019年）において考慮した政策課題について質問した結果、全年代において最も関心の高かったテーマは「医療・介護」で52.9%、次いで「年金」が

51.3%であった（【資料1】）。年代別にみた場合も、18～20歳代の上位に年金や医療・介護が入った。このことから、有権者全般が社会保障制度に高い関心をもっていることがうかがえる。社会保障教育の充実、主権者としての政策判断能力を高めることに寄与するといえる。

●金融教育

高等学校学習指導要領（平成30年告示）において、公民科および家庭科で金融教育に関して事実上の必修化がうたわれた。たとえば「公共」については「金融を通じた経済活動の活性化についても触れること」（内容の取扱い）とあり、同指導要領解説公民編には「家庭科……との関連については、家庭科に属する各科目の内容のうち、生涯の生活設計、自助、共助及び公助の重要性、消費行動における意思決定や契約の重要性、ライフスタイルと環境などに関する部分との関連を図る必要がある」（指導計画の作成と指導上の配慮事項）と明記されている。すなわち、人生のどの場面で資金が必要になり、どの程度の備えが必要かを判断する力を育てるために社会保障制度の理解は不可欠であるといえる。金融教育の推進と社会保障教育はセットで行う必要がある。

●キャリア教育

キャリア教育は、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義されている。自己理解や職業理解にとどまらず、自らのキャリアへの見通しを立てたり経済的な自立をするための社会的な仕組みを理解したりする上で、社会保障教育との親和性があるといえる。

上記の通り、社会保障教育は教科学習の枠にとどまらず、さまざまな教育テーマの充実の鍵を握っているともいえる。

（複数回答）

	第24回	%	第25回	%	第26回	%
1	医療・介護	53.5	医療・介護	52.9	景気対策	57.0
2	景気対策	51.2	年金	51.3	医療・介護	46.9
3	年金	46.5	景気対策	45.6	年金	44.0
4	子育て・教育	36.0	子育て・教育	33.9	子育て・教育	31.8
5	消費増税	25.1	消費税	30.2	コロナ対策	26.6
6	雇用対策	22.8	雇用対策	21.0	物価対策	26.6
7	憲法改正	20.2	財政再建	18.4	消費税	24.5
8	外交・防衛	18.6	防災対策	17.4	雇用対策	21.1
9	財政再建	18.3	原発・エネルギー	15.5	財政再建	20.3
10	原発・エネルギー	17.7	外交・防衛	15.3	外交・防衛	20.2

▲資料1 参議院議員通常選挙において考慮した政策課題の上位10項目（明るい選挙推進協会資料）

3. 社会保障教育の難しさと先行事例

社会保障制度の単元で「何を・どのように」扱うかについて、制度の内容が幅広いことから体系的な知識を教え込むことは困難をとまなう。限られた年間授業時数を考えると、同単元にあてられるのは一般的に3年間で2～3コマであり、十分な時間を確保することも難しい。

そのような制約を克服すべく、数多くの授業実践や副教材が世に問われている。たとえば、厚生労働省の社会保障教育に関する検討会（令和3～4年度）では、目的別利用ガイドとともに学習指導案とワークシートが提示されている。また、各民間団体からも社会保障制度を扱う副教材が公開されている。これらの教材に共通することは、主体的・対話的で深い学びの実現のために、知識の理解を促すさまざまな問いかけや話し合いの活動が提示されているという点である。

また、厚生労働省が発表した「社会保障を教える際に重点とすべき学習項目（【資料2】）」²⁾には「社会保険を中心に、それぞれの制度の概要と意義・必要性とをセットで理解する」ことが明記されており、さまざまな種類の公的保険のうち、少なくとも1つの制度を題材とすればよい旨が記されている。

4. 授業実践にあたって

これらの先行事例や厚生労働省の資料等を踏まえつつ、勤務校における受けもち講座で授業を実践した。

筆者の勤務校は東京都立高校の「チャレンジスクール」であり、多様なタイプの学校の1つに位置づけられている。おもに、小・中学校時代に不登校を経験した生徒や、高校を中途退学した生徒を対象とする定時制・総合学科であり、どの教科においても小・中学校の学びなおしを重視している。そのため、授業では基礎的・基本的な知識を身につけさせるとともに、初学者にわかりやすく、そして楽しく教えることが大きな課題となっている。

筆者は、3年次の必履修科目「現代社会」を担当しており、今回の授業実践は受講生19名を対象としたものである。本校の授業時間は40分授業が2コマ連続という形式であり、2週にわたり4コマを用いて実践した。次節では、授業実践で意識した6つの要点を示す。

5. 授業実践における6つの要点

■ (1) 生徒にとって身近なテーマを導入とする

授業の導入は、生徒たちの学ぶ意欲に直結する。ポイントは、授業などの場面で相手に話を聞かせる際、聴衆の「半径1メートルの世界」の中に入っていくことである。生徒に限らず、自分のこれまで生きてきた世界とは遠い、抽象

社会保障を教える際に重点とすべき学習項目

社会保障の理念・内容・課題に絞り込み、主な学習項目の案を列挙

社会保障の理念

- ▶ 日本の社会保障の考え方を理解する
- ▶ 社会がどう成り立ち、社会保障がどう関わっているのかを理解する

○リスクと自立と社会保障制度

- ・人生を生きていく上では様々なリスクがあること
- ・やむを得ない理由で様々な助けを必要としている人々がいること
- ・誰もが助けを必要とする状態になる可能性があること
- ・自立した生活を支援するために、社会保障制度があること
- ・日本では全ての国民に人間として最低限度の生活が保障されていること。そのための制度が社会保障であること

○日本の社会保障制度の考え方

- ・日本の社会保障は「社会保険」が中心で、他に社会福祉、公的扶助、公衆衛生があること
- ・それぞれの財源は、税や社会保険料（と自己負担）で賄われていること（可能であれば税と社会保険料の違い）
- ・社会保険の受給は社会保険料の納付が原則であること
- ・社会保障制度は一人ひとりが支えていかなければならないものであること
- ・社会保障制度は、市場経済だけでは果たせない社会の安定等の目的を達成するために所得再分配を行っていること
- ・社会保障制度はその所得再分配機能を通じて対象者個人の生活を守っているだけでなく、経済・社会の安定・活性化にも役立っているということ
- ・社会保障制度は国ごとに大きく異なり、その国の社会のあり方を映し出していること

社会保障の内容

- ▶ 社会保険を中心に、それぞれの制度の概要と意義・必要性とをセットで理解する

少なくとも1つの制度を題材として、公的な保険制度の意義や役割※、そして制度の概要について学習してもらう

- ※強制加入によって多くの人が保障の対象となり社会全体の安定に繋がっていること
- ※各制度とも様々な支え合い（現役世代から高齢世代へ、健康な人からそうでない人へ、所得の高い人から低い人へ）によって成り立っていること

例：公的年金

○公的年金の意義

- ・公的年金は長生きリスク・インフレリスクへの対策であること、また、障害を負った時や死亡した際に遺族がいる時の保障であること
- ・仕送り方式で、扶養を社会化した制度であること
- ・高齢者の生活の基礎を支え、経済を支えていること

○公的年金のしくみ

- ・皆年金、20歳で加入、遺族・障害年金、納付特例制度（学生や所得の低い人の保険料支払いを猶予したり免除したりする制度）
- ・高齢化への対応（基礎年金の半分が税金、5年ごとの財政状況チェック）
- ・未納・未加入は障害・遺族年金を受け取ることもできないこと 等

例：医療保険

○医療保険の意義

- ・病気・ケガ時のリスクを保障するものであること
- ・個人個人のリスクの大きさにかかわらず、誰もが加入できる仕組みとなっていること

○医療保険のしくみ

- ・国民皆保険、3割負担、高額療養費制度（月ごとの医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度）
- ・諸外国との比較 等

社会保障の課題

- ▶ 社会保障制度が前提としている社会の現状と課題、それに対応するため進められている施策の方向性など大きな枠組みを理解する

○社会保障を取り巻く現状と課題

- ・少子高齢化や非正規雇用の増加をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度にも様々な課題が生じていること
- ・「社会保障制度の中身」と「負担と給付」について、見直しが必要となっていること

○進められている施策の方向性

- ・誰もが参加できる活力のある社会、子どもを生き育てやすい社会を作っていくことが重要であること

▲資料2 社会保障を教える際に重点とすべき学習項目（厚生労働省資料）

度の高い内容を理解することは難しい。社会保障制度の学習においても、いきなり制度の概要から説明するのではなく、生徒にとって身近な例から入りたいものである。留意すべきことは、「具体例の方が伝わりやすい」と考えて制度の具体的な話から入ると、これから学習する内容の全体像が見えにくく「木を見て森を見ず」ということになりかねない。そこで、全体像を見渡せる定義を提示して、これを学校生活に関連する身近なテーマで説明することが望ましい。

たとえば「自助・共助・公助」という考え方を紹介し、「定期考査の直前、まったく内容が理解できない科目があった場合、これはリスクといえます。皆さんならどうしますか？」と投げかける。生徒に考えさせた後、「自助は、自力で勉強すること。共助は、友達と助け合いながら勉強すること。公助は、皆さんにとって共有財産である先生に質問すること」と説明する。そして「定期考査前に限らず、人生のさまざまなリスクに対しても、自助・共助・公助で考えると乗り切る道筋が見えてくる」と伝え、共助・公助が社会保障制度にあたると説明すると、大まかなイメージをもちながら本題に入ることができる。卑近な例ではあるが、導入で興味・関心をもってもらうために必須の工夫であるとする。

■ (2) 社会保険の説明を重視する

社会保障制度は、「社会保険」「公的扶助」「社会福祉」「保健医療・公衆衛生」の4本の柱から成り立っている。これを並列の状態の説明すると、何が中心であるかが見えにくくなる。社会保障給付費の内訳を見ると、年金保険と医療保険を中心に社会保険が大きなウェイトを占めており、社会保険を中心に教えることが実態にもあう。しかし、保険の仕組みは、生徒にとって理解しづらい。梶ヶ谷穰は、特に公的医療保険が具体的にイメージされにくい背景として、「共助」そして「助け合い」という基本的な保険の理念が、教科指導でほとんど教えられていないことが関係しているとする³⁾。この「助け合い」の仕組みである保険の意義について理解させた上で、国民皆保険・皆年金制度の日本は、国全体で「助け合い」をしているとして、社会保険の具体的な内容を説明する。ここでは、特に年金保険と医療保険を重点的に説明することとして、生徒が聞き疲れすることのないように心がけたい。

■ (3) 社会保障制度のサービスを受けた経験を語る

近年では、マスメディアの報道等の影響もあり、社会保障制度に対して不信感をいだく風潮がある。しかし、たとえば医療保険の場合、保険証1枚で「いつでも」「どこでも」必要な医療サービスを受けられる現行制度は、海外と比べて恵まれているといえる。年金保険やその他の制度についても、予測の難しいリスクに対して、一定の役割を果たしていることは事実である。

これからの時代の制度の担い手となる高校生には、社会

保障制度の優れた面を認識させることが重要である。そのために、まず教員自身が制度の恩恵にあずかった経験を生徒に伝えることから始めたい。

たとえば筆者の場合、約2週間熱が下がらず、大病院に担ぎ込まれたという体験談を話す。さまざまな検査を受けた後の医療費請求書を示し、公的医療保険により、約5万円の治療費が約1万5,000円の自己負担で済んだことを伝え、生徒は制度の意義を実感しているようであった。社会保障教育の成功の可否は、教員自身が「自分事」として制度を理解し、活用した経験を上手く語れるかどうかにかかっている。

■ (4) 財政と関連づけて扱う

少子高齢化が進行し、日本の高齢化率は2020年には28.9%に達した。これにともない、年金支給額は増加し、生産年齢人口の世代と比べて約4倍といわれる医療費も増加している。その結果、保険料収入で充足できない分を、租税すなわち財政で補っている。

「公共」の学習指導要領(平成30年告示)解説には、「『財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化』については関連させて取り扱い、国際比較の観点から、我が国の財政の現状や少子高齢社会など、現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと」(内容の取扱い)とある。財政の一般歳出項目においては、社会保障関係費が最大の割合を占めており、財政と社会保障は密接に関連している。そこで、財政の持続可能性も考慮しつつ、社会保障制度の今後のあり方を検討する必要がある。改訂前の「政治・経済」の学習指導要領(平成21年告示)では、財政は「現代の経済」、社会保障制度は「現代社会の諸課題」に分類されており、多くの場合、教科書の記述ページも離れているため、授業者が意識的に両者を結びつけて授業を構成する必要があった。新科目「公共」の教科書では、記述ページが隣接しているケースが多くなっている。

■ (5) 現行制度の特徴を踏まえて今後のあり方を検討させる

生徒が、主体的・対話的に今後の制度のあり方について議論することは重要である。これまで多数の実践が報告されており、たとえば、福祉ニーズをどの部門が満たすかについて、家族(F)依存型、政府(G)依存型、市場(M)依存型の3つのパターンから選択させたり、高福祉・高負担(北欧型)か低福祉・低負担(アメリカ型)かを検討させたりする内容がある。いずれも、シンプルながら、社会保障制度のあり方について深く議論させることが可能な好事例である。

本実践では、現行制度をベースとして、より具体的に検討させるテーマを検討した。広井良典は、日本が今後取りうる社会保障制度の基本的な選択肢として、①全分野重点型、②医療・福祉重点型、③年金重点型、④市場(民間)重点型をあげて、これらのいずれかに収束するとの見方を



示した⁴⁾。この考え方を援用して、本実践では、異なる意見をもつ4人の架空の生徒を登場させ、最も共感できる意見を選ぶワークを個人思考と集団思考で取り組ませた。

この異なる意見とは、①Aさん：現行制度を維持する、②Bさん：年金保険より医療保険を重視する、③Cさん：医療保険より年金保険を重視する、④Dさん：今の社会保障制度を縮小する、という4つの意見である（【資料3】）。これまでの学習内容を踏まえつつ、負担と給付のあり方も意識しながら生徒は考察することになる。

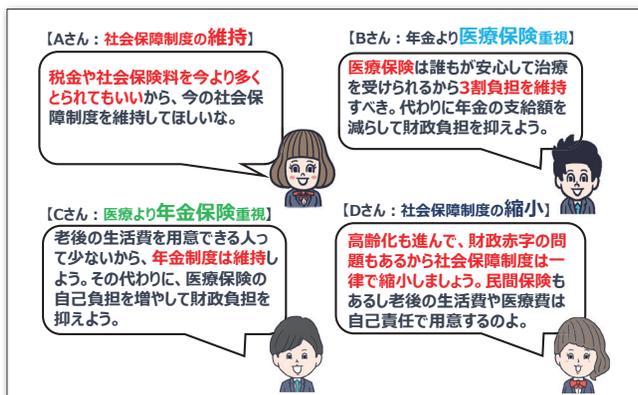
特に②と③がポイントである。年金保険と医療保険は社会保険の支出上位を占めており、その性質も、それぞれ現物（現金）支給とサービス支給と異なるものである。制度の維持か縮小かという二項対立にせず、実情に即した中間の選択肢を示すことで、リアリティをもたせつつ、より深い議論を促すことを企図した。右に、生徒の選択した結果と記述内容の一部を掲載する。

生徒の記述内容を見ると、自分自身の経験を踏まえつつ、今後の制度のあり方について模索したようすがわかる。興味深いのは、リスクには予測可能なもの（加齢によって職を失うなど）と予測困難なもの（病気やけがなど）という区分けができる点や、個人によってリスクの程度が異なる（病気にかかりやすい人とそうでない人がいるなど）ことに気づいて検討していた点である。このように、提示する選択肢を増やすことで、生徒により深い思考を促すことができる。

■ (6) 家庭科との教科間連携

家庭科においても、生活設計の場面で社会保障制度に関する学習を行う。「1. はじめに」で示した通り、公民科の新学習指導要領解説には家庭科との連携について言及がある。消費者としてのミクロ的な視点と、主権者としてのマクロ的な視点から社会保障制度を考察させることで、より重層的な学習となる。

単元の後半で、筆者の勤務校の家庭科教員を授業に招き、「社会保障人生ゲーム」と名づけてさまざまなリスクへの備え方を考えさせるゲーム形式のワークを行った。これは、生命保険文化センター主催の夏季セミナーでの実践報告⁵⁾



▲資料3 4つの意見を図解したもの（イラストは生命保険文化センターの高等学校向け教材「自助・共助・公助について考えよう」より利用）

を参照して作成し、職業により社会保険と民間保険の負担と給付の関係が異なる点を新たに盛り込んだものである。

まず、「経営者」「会社員・公務員」の2つから希望する職業を選択する。「経営者」は国民年金のみに加入するため社会保険料が少なく、「会社員・公務員」は厚生年金に加入するため負担が多い、というように差をつけている。次に、25歳から10年ごとに結婚や子育てなどのライフイ

●Aさん（今の社会保障制度を維持）を支持：7名

【理由】

- ・年金が減ったり、医療費の自己負担が増えたりすると暮らしにくくなる。税金を増やして、国の収入を増やして制度をよくする方がいい。
- ・月1で病院に通っているとお金がかかる。しかし社会保障制度のおかげで自己負担は少なくなるので、今の制度を維持した方がいいと思った。持病のある人は、この制度がなかったら絶対に大変になる。
- ・今より多くのお金（税金）を払うことになるが、将来困ったときに楽ができる。
- ・今の自分に老後の生活費や医療費を全て負担できると思えないから。

●Bさん（年金保険より医療保険を重視）を支持：6名

【理由】

- ・少子高齢化により年金制度の維持は難しい。突発的なけがや病気で働けないことの方がリスクが大きいから。
- ・老後は必ずやってくるので、若いうちから対策ができるかもしれない。
- ・病気になることは予知できないため、病気がちであったりしたら、生活費よりも多くの医療費が必要になる可能性があるから。

●Cさん（医療保険より年金保険を重視）を支持：4名

【理由】

- ・医療の発達により、昔に比べて病気やけがで死ぬリスクは減っている。一方で、老後を過ごす期間は増えている。国は薬の値段や手に入れやすさを変えて、国民は民間保険に入って備える方がいい。
- ・私は自分の老後についての想像ができていなくて不安なので、将来収入がなくなっても生きていけるようにしたいです。
- ・医療保険の自己負担を増やすのが正解とはいえないが、今の日本は高齢化が進んでいるため、年金を減らすのは難しいと思う。

●Dさん（今の社会保障制度を縮小）を支持：2名

【理由】

- ・今の財政状況だと維持できなくなりそうなので、社会保障制度を縮小して、逆に皆が民間保険に入って、その中で助け合っていけばいいんじゃないかな…。

イベントが発生し（【資料4】）、その都度ワークシートに記入する（【資料5】）。75歳終了時点での預金残高が多かった参加者が勝利となる。

前提となる職業を選択できるようにすることで、受け取れる老齢年金の額に差があることに気づけるようにした。これは、キャリア教育に通じる点である。また、任意で民間保険に加入できる設定とし、リスクに対して追加的に備える際の保険料の負担と、リスク発生時の給付の関係性について実感的に理解できるようにした。収入や支出、社会保険料や民間保険料の数値については、生命保険会社のファイナンシャルプランナーに監修をお願いし、生徒が正しいイメージをもてる範囲に調整した。

6. 成果について

本実践の成果は、家庭科教員との連携など社会保障制度を多面的・多角的に考察させたことで、同分野の前提知識や経験のない本校生徒が積極的に学習に取り組み、思考できた点である。授業後に記述させた「振り返りシート」の結果を、以下に示す。社会保障制度のあり方を考えることの難しさに気づいたことが感じられる。

- ・社会保障制度について学んだからこそ、「こうすべき！」とすぐに決められなかった。社会保障制度だけでなく財政にもかかわるので難しかったです。将来にかかわることだったし、役立つものだったので知れてよかったです。
- ・どの案にしても問題が起こるのは、現代社会の複雑さをよく示していると思いました。
- ・どの制度を1つなくしても国民からの反感を買うし、このままでも国の負担が大きくなるし、まだまだ課題があると感じた。
- ・保険制度はめちゃくちゃうちらにとって大事なものと改めてわかった。
- ・「社会保障人生ゲーム」を通じて、民間保険に入った方がいいなと感じました。その方がリスクを最小限に抑えることができると思った。

このように、授業を受けた後にさまざまな意見をもち、「振り返りシート」に記していた。社会保障制度のあり方を考えることの難しさに気づいたことが感じられる。

ターン② 35歳

結婚して子供ができた。家庭のために頑張る。

- ・収入 **30万円** (みんな)
- ・支出 **15万円** (みんな)
- ・社会保険料 **4万円** (A) **4万円** (B)
- ・民間保険料 **2万円** (C)



▲資料4 授業スライド

7. おわりに

新科目「公共」では、公民科にて家計的な視点から見る事が多くなっている。しかし、あまりに公民科で広く扱うと、家庭科との学習内容との重複が生じる。そこで、公民科・家庭科教員がそれぞれ授業を構想するのではなく、社会保障制度の学習内容の全体像を踏まえた上で、どのように分担するかを検討することが重要である。いわば教科ごとのカリキュラムに横串を通すような形で、テーマ学習的に行うことが求められる。

また、社会保障制度は保健体育科の「保健」にも登場する。健康教育とも連携することで「経済×生活×健康」とコラボする形となり、生徒たちの自立に寄与する学習機会をつくることも可能であろう。教員間の連携は、受講する生徒にとって印象に残りやすく、あらゆる副次的効果が期待できる。

持続可能な社会保障制度の実現は、少子高齢化の進展する我が国において重要なテーマである。生徒たちが主権者かつ消費者として自立できるよう、後期中等教育における社会保障教育について検討を重ねていきたい。

注

- 1) 公益財団法人明るい選挙推進協会「第26回参議院議員通常選挙全国意識調査の報告書」、2023年3月
- 2) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000051542.html>
- 3) 梶ヶ谷穰「高校・公民科授業での社会保障教育の現状と課題」、健康保険、けんぽれん、2016年8月
- 4) 広井良典『日本の社会保障』、岩波新書、1999年
- 5) <https://www.jili.or.jp/kuraho/kyoiku/2019/543.html>

現代社会×家庭基礎 _____ 月 _____ 日

今後の人生について考えよう リスクへの備え

社会保障人生ゲーム!! スライドを見ながら進めよう!

① 職業 A・Bを選択 あなたの職業は ()
 ② 民間保険 C・Dを選択 あなたの選択は ()
 ③ 25歳から75歳までの人生を、6ターンに分けて進んでいく
 進めながら、下の「記録シート」にお金の出入りを記入していく。お金が多かった人が勝ち!

“社会保障人生ゲーム”記録シート

	収入	支出	(公)保険料	(民)保険料	預金(残高)
25歳	万円	万円	万円	万円	万円
35歳	万円	万円	万円	万円	万円
45歳	万円	万円	万円	万円	万円
55歳	万円	万円	万円	万円	万円
65歳	万円	万円	万円	万円	万円
75歳	万円	万円	万円	万円	万円
最終残高					万円

■ 今回の結果の原因は?

■ 社会保険、民間保険について分かったことは?

▲資料5 ワークシート

1. はじめに

新学習指導要領がスタートし、2年目となった。新科目「公共」は、原則として1・2年次に履修させることになっているため、今年度はほとんどの学校で授業が展開されていることであろう。授業者は、5月頃であれば、授業開きなどオリエンテーションを行った上で授業をスタートさせ、それと同時に年間授業計画を作成し、中間考査までのスケジュールを考えながら「A 公共の扉」を進めていることと推測する。

そのような中で、「公共」と「現代社会」は何が違うのだろうか、「公共の扉」ではどのような実践をしたらよいのだろうか、どのように観点別評価に結びつけばよいのだろうかなど、さまざまな声を聞く。特に「A 公共の扉」の「(3) 公共的な空間における基本的原理」では、「個人の尊重、民主主義、法の支配などの概念を教えるのが難しい。結局、講義する授業になってしまう」という相談を受けることがしばしばある。

そこで今回、筆者は「A 公共の扉」の「(3) 公共的な空間における基本的原理」の単元において、「多様性」をテーマにした授業実践を試みた。実践を行い、成果が得られた反面、課題も多く見られたが、今後広がってくるであろう「多様性」の授業開発のヒントとなれば幸いである。

2. 学校現場と多様性

学校には、さまざまな事情をかかえた生徒が通っている。外国にルーツのある生徒、障害のある生徒、性同一性障害の生徒など、多様な生徒が在籍しており、「多様性(ダイバーシティ)」について学校がどのように向き合っていくかが問われてきている。

多様性とは、世の中にはさまざまな人がいて、誰もが人として尊重され、また選択の自由をもち、その選択によって非難されたり、不利にならないことであるが、教師は日々の学校生活・授業で、このことについてどう捉えているだろうか。また、そのような現状の中で、公民科の授業において、どのようにこれらの問題を扱えばよいのだろうか。「多様性」の概念は重要であると理解はしているが、自分の授業で、自分の発言で、生徒を傷つけてしまうかもしれない。このような不安が教師にはある。また、多様性について教えるのか、多様性を通して〇〇を教えるのかなど、授業のねらいをどのように設定するかも悩ましい問題である。

東京都立田園調布高等学校主幹教諭 宮崎 三喜男

そして、実践をした際、授業者がしっかりと授業のねらいをもつことは当然のことであるが、生徒がそれをどのように受け止めるのか、またディスカッションの中で出てくるクラスメイトのことばが、当該者を傷つけることになりはしないかなど、特に入学して間もない1年生に当該者がいると躊躇してしまう現実がある。

なお、筆者の学校にも複数名の性同一性障害の生徒がおり、多様性の授業、とりわけジェンダーの問題を取り上げるか否かについては、ずいぶんと悩んだ。事前に学級担任と相談をし、授業前に本人に授業プリントを見せながら授業の概要を説明した上で、最終的には実践を行ったが、学校や生徒の実態に応じて、扱う教材を精選することも必要であろう。

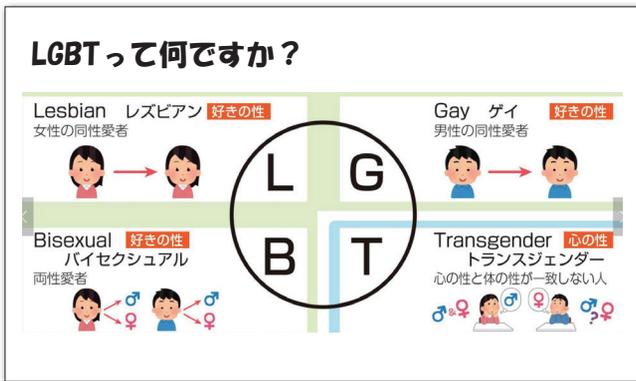
3. 実践報告

■ (1) 授業の概要

科目	公共
対象	高校1年生
単元	A 公共の扉 (3) 公共的な空間における基本的原理
単元計画	①人間の尊厳と平等、個人の尊重[本時] ②民主主義と法の支配 ③自由・権利と責任・義務 ④日本国憲法に生きる基本的原理
ねらい	・人間の尊厳についての考え方を、基本的人権を中心に深め、個人の尊重について理解する。 ・合意形成や社会参画を視野に入れながら、「多様性を認め合う社会とはどのような社会なのであろうか？」という主題の解決に向けて、事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。 ・よりよい社会の実現を視野に、現実社会の諸課題について、主体的に解決しようとする。
評価規準	・人間の尊厳についての考え方を、基本的人権を中心に深め、個人の尊重について理解する。【知識・技能】 ・合意形成や社会参画を視野に入れながら、「多様性を認め合う社会とは、どのような社会なのであろうか？」という主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。【思考・判断・表現】 ・よりよい社会の実現を視野に、現実社会の諸課題について、主体的に解決しようとする。【主体的に学習に取り組む態度】
主題	多様性を認め合う社会とはどのような社会なのであろうか？

	学習内容・学習活動	指導上の留意点	学習活動に即した具体的な評価規準
導入	<p>主題 多様性を認め合う社会とはどのような社会なのであろうか？</p> <p>・「LGBT」「SOGI（性的指向・性自認）」について確認する。</p>	<p>・「LGBT」の割合が、左利きやAB型の割合と同程度であると紹介するなど、性的マイノリティの人が特別な存在ではないということを全体に説明する。</p>	
展開1	<p>・【事例】を読んで、少数者の人権について自らの考えを記入する。</p> <p>・「トイレを制限するルール（校則）あり」と「トイレを制限するルール（校則）なし」について、メリットとデメリットを考え、グループにて議論する。</p>	<p>・自分が当事者であったら、どう考えるかと指示をする。</p> <p>・既習事項である「人間は、一人ひとりが尊厳をもつかけがえない存在であり、互いに同じ人間として平等であること」や「帰結主義と非帰結主義」を活用しながら議論するように促す。</p>	<p>・トイレを制限するルール（校則）に合理性はあるかという課題について、多面的・多角的に考察したり、解決に向けて合意形成や社会参画を視野に入れながら議論している。</p>
展開2	<p>・実際の裁判例を確認し、グループにて議論をしながら、個人で最高裁判決を構想する。</p>	<p>・「少数者の人権」と「多数者の不安」の考えを比較・検討し、最高裁判決を構想するように指示する。</p>	<p>・最高裁判決について、「少数者の人権」と「多数者の不安」の視点から構想している。</p>
まとめ	<p>・「多様性を認め合う社会とはどのような社会か」について、自らの考えを文章でまとめる。</p>	<p>・多様性を認め合う前提として、憲法第13条の個人の尊重が大切であることを説明する。</p>	<p>・多様性について、個人の尊重という概念を活用しながら、多面的・多角的に表現している。</p>

▲資料1 本時の展開



■ (2) 授業の詳細と生徒の反応

授業をはじめめる前に、生徒にアンケートを取ったところ、LGBTについては「聞いたことがある」と答える生徒が多くいる一方で、「聞いたことがあるが、詳しくは分からない」、「SOGI」や「LGBTQ」ということばについては聞いたこともないという回答が多かった。

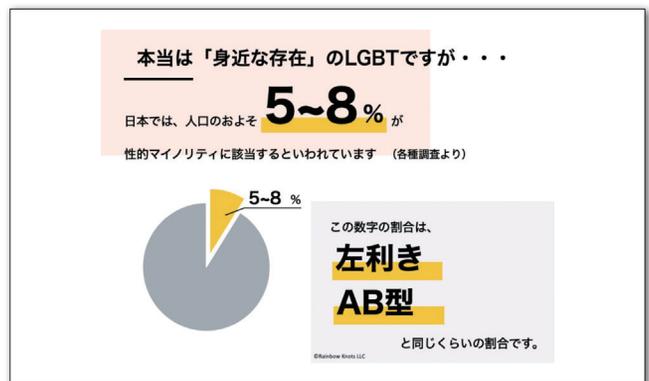
これを踏まえ、導入として、本時の主題（多様性を認め合う社会とはどのような社会なのであろうか？）を生徒に提示した後、LGBTやSOGIについての説明を行った（【資料2】）。

その際、特に意識して説明をしたのが、LGBTの割合が、左利きやAB型の割合と同じくらいであるという点である。性的マイノリティの人は「特別な人」という印象をもっている生徒が多くいる現状であるため、授業の冒頭で、この点について丁寧に説明をした（【資料3】）。

その後、次のページの事例を提示し、自分の考えと「トイレを制限するルール（校則）あり」と「トイレを制限するルール（校則）なし」についてメリット・デメリットをそれぞれ考えさせた後に、グループディスカッション・発表を行った。



▲資料2 授業スライド



▲資料3 LGBTの割合について説明した授業スライド

【事例】

生徒Aは、戸籍上は男性だが、女性として学校生活を送っているトランスジェンダー（体は男性、心は女性）であり、学校にも申請をしているほか、友人にもカミングアウトをしている。

生徒Aが入学した際、本人は女子用トイレの使用を希望したが、学校側はそれを認めず、1階にある女子用トイレを生徒Aに使用するように指示をした。（学校は1階のトイレを使用するように強制しているわけではなく、あくまで女子用トイレの使用を希望するのであれば1階を使用するようにしているだけである。なお、生徒AのHR教室は5階である。）

生徒Aは、指定されたトイレは離れた場所にあり、尿意を我慢することになり身体に負担がかかる、トイレの使用は基本的人権であって、基本的人権が侵害されていると主張しているが、学校側はトランスジェンダーを否定しているわけではなく、専用のトイレも用意しており、すべての階に設置することは不可能である。また、ほかの生徒や保護者から不安の声が上がっており、総合的に考え、制限を設けるのはしかたないと回答した。

生徒たちは、「学校は生徒A（トランスジェンダーの生徒）にも配慮しており、このルールは正当である。生徒Aに5階の男子用トイレの使用を強制しているわけではないので、このくらいの制限はしかたない」という意見に代表されるように「トイレを制限するルールあり」を支持する声が多かった。その一方で、「生徒Aは、生まれつきトランスジェンダーであるのだから、なぜ我慢しなければいけないのか」という発言はあったが、「トイレを制限するルールなし」を強く支持するまでには至らず、マジョリティ中心の考えから出てくる発言が多く見られた。

またそのほかにも、「生徒Aが、自らがトランスジェンダーであることを全校生徒にカミングアウトすれば問題はない」「生徒Aだけ、授業中にトイレに行くことを認めればよいのでは」という発言が見られた。これに対しては、「カミングアウトするかどうかは個人の自由だ。カミングアウトしないと生徒Aの人権が守られないのはおかしい」「自分が生徒Aだったら嫌だな」という趣旨の発言が見られ、生徒自身も議論をしながら葛藤しているようが見られた。

その後、授業者の方から、今までの授業で習った見方や考え方はどのようなものがあつたか？、話し合いの際に活用した知識や概念は何か？と発問し、議論に深みをもたせた。

この授業者の発問に対して、生徒は前時で習った帰結主義と非帰結主義を思い出し、特に功利主義論を活用し、自らの主張（ほかの生徒にも権利がある、学校は生徒Aにも配慮しており、このルールは正当である、など）を補完するようになった。そして、HR教室が5階なのに対して、学校が1階のトイレの使用を促している点を問題視し、せめて3階に設定するべきだ、生徒Aだけでなく、障害のある生徒が入学する可能性もあるのだから、バリアフリート

イレを3階に設置するなどの努力や工夫が必要であるという主張が出されはじめた（学校は、生徒Aの幸福度を少しでも高める努力をすべき）。

グループディスカッションは、非常に活発に行われ、自ら意見をしっかりと述べるだけでなく、他者の意見を取り入れながら合意形成を図る姿が随所に見られた。また、既習事項である「A 公共の扉」の「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」にて学習した、帰結主義と非帰結主義を用いながら議論を進めるようになったことは評価すべき点であったが、多くのグループが帰結主義前提で議論が進んでしまったこと、また、議論が生徒A（性的マイノリティ）の人権の話から、学校の政策論に移行してしまっただけが反省点であった。

なお、予定では、次の展開2に進むはずであったが、上記の反省点を改善すべく、授業者から「もし自分が生徒Aの立場だったら、このルールに納得できるのか。生徒Aは自分のわがままでトランスジェンダーになったわけではない。それなのに、なぜトイレの使用を制限されるのか」と再度発問をし、少数者の人権が軽視されていないか、あえて投げかけるよう工夫をした。しかしながら、現実的に多くの生徒はマジョリティ側の立場で議論をすることから抜け出すことができなかつたため、導入時に話した「性的マイノリティの人の割合は左利きやAB型の割合と同程度である」ということを再度話し、「あなたは左利きだから、AB型だから、トイレは1階（3階）を使ってくださいと言われたら納得できるのか？」など、少数者の立場になって本事例を検討することを促した。

本事例は、実際に起きた事例を基に教材化しており、展開2として、その実際に起きた事例（事案の概要と判決）を紹介し、最高裁判決を構想させることとした。

【事案の概要】

トランスジェンダーであり、国家公務員である原告は、勤務する経産省に対し、自らが性同一性障害であることを伝えるとともに、次の異動を契機に女性職員として勤務したい旨の要望を申し入れ、女性の身なりでの勤務や、女性用トイレの使用等の要望事項を伝えた。経産省は説明会を実施し、原告は、説明会が開催された翌週から、女性の身なりで勤務するようになり、経産省が使用を認めた女性用トイレ（執務室から2階以上離れた階の女性用トイレ）を日常的に使用するようになった。原告は、女性用トイレの使用について制限を受けていることなどに関し、損害賠償請求の支払いを求めた。

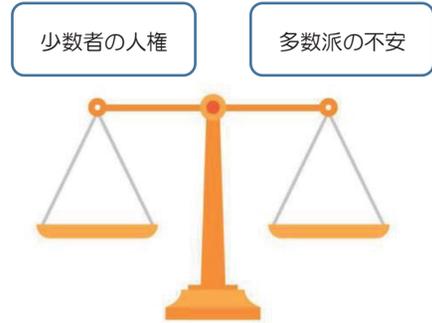
地裁判決	<p>●原告勝訴</p> <p>「個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法的利益」と指摘し、トイレの使用制限は「法的利益の制約に当たる」と判断。</p>
高裁判決	<p>●原告敗訴</p> <p>「自らの性自認に基づいた性別で社会生活を送ることは、法律上保護された利益だ」と述べる一方、「経産省は他の職人が有する性的羞恥心や性的不安などもあわせて考慮し、全職員にとって適切な職場環境を構築する責任を負っている」と指摘し、トイレの使用制限は違法ではないと判断。</p>

上記の通り、地裁判決では原告勝訴であったが、高裁判決では原告敗訴の逆転判決が出ており、司法の判断もわかれている（なお、高裁判決後、原告は上告しており、最高裁は2023年4月25日に、弁論期日を同年6月16日に指定した。結論を変更する際に必要な弁論を開くため、東京高裁判決〈2021年5月〉を見直す可能性がある）。

生徒に、司法の判断もわかれていると紹介し、その上で「高裁判決を読むと、『個人の利益』と『周囲の不安』とのバランスの問題であると捉えることができる。つまりポイントは少数者（性的マイノリティ）の人権と、多数派の不安を天秤にかけた時に、どのように考えるかである（【資料4】）。一方で、高裁の判断は『多数が嫌がっているのだから、少数者は我慢してください』と捉えることもできる」

という意見を紹介し、最後に「皆さんはどのように考えますか？」と投げかけ、最高裁判決を構想するよう指示をした。

生徒からは「もしかしたらこの先、自分はトランジェンダーであると嘘をついて女子トイレに入ってくる人が出てくるかもしれない」「頭ではわかっているけど、実際にトイレ内で遭遇したら嫌かも。そうなったらトイレに行きづらくなる」「トイレに入るたびに疑心暗鬼になるのはストレスかも」という不安の声が上がる一方、「もし自分がトランスジェンダーだったら、なんで我慢しなければならないのだろうと思うな」など、生徒たちは判決を考える以前に、その基礎となる考えを議論をする中で、深く考察することができた。



▲資料4 少数者の人権と多数派の不安を天秤にかけた時、どのように考えるか

公共プリント 多様性から考える個人の尊重

主題 多様性を認め合う社会とはどのような社会なのであろうか？

【1】「LGBT」「SOGI（性的指向・性自認）」って何だろう？

「LGBT」とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害を含む、心と出生時の性別が一致しない人）のアルファベットの頭文字を取った言葉で、「性的少数者の総称」として用いられることもあります。（「SOGI」とは、性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）、それぞれの英語のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」です。異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことを言います。）

【2】次の事例を読んで、少数者の人権について考えよう。

生徒Aは、戸籍上は男性だが、女性として学校生活を送っているトランスジェンダー（体は男性、心は女性）であり、学校にも申請をしている他、友人にもカミングアウトをしている。

生徒Aが入学した際、本人は女子用トイレの使用を希望したが、学校側はそれを認めず、1階にある女子用トイレを生徒Aに使用するように指示をした。（学校は1階のトイレを使用するように強制しているわけではなく、あくまで女子用トイレの使用を希望するのであれば1階を使用するように言っているだけである。なお生徒AのHR教室は5階である。）

生徒Aは、指定されたトイレは離れた場所にあり、尿意を我慢することになり身体に負担がかかる、トイレの使用は基本的な人権であって、基本的な人権が侵害されていると主張しているが、学校側はトランスジェンダーを否定しているわけではなく、専用のトイレも用意しておりすべての階に設置することは不可能である。また他の生徒や保護者から不安の声が上がっており、総合的に考え、制限を設けるのは仕方ないと回答した。

ア) 事例を読んで、自分の考えを書いてみよう

イ) トイレを制限するルール（校則）に合理性はあるか？について検討しよう

	トイレを制限するルールあり	トイレを制限するルールなし
メリット		
デメリット		

ウ) 事例について、グループで話し合ってみよう

	活用した見方や考え方
	活用した知識や概念

【3】実際にあった事例から考えよう。

（事案の概要）トランスジェンダーであり、国家公務員である原告は、勤務する経産省に対し、自らが性同一性障害であることを伝えるとともに、次の異動を契機に女性職員として勤務したい旨の要望を申し入れ、女性の身なりでの勤務や、女性用トイレの使用等の要望事項を伝えた。経産省は説明会を実施し、原告は、説明会が開催された翌週から、女性の身なりで勤務するようになり、経産省が使用を認めた女性用トイレ（執務室から2階以上離れた階の女性用トイレ）を日常的に使用するようになった。原告は、女性用トイレの使用について制限を受けていることに関し、損害賠償請求の支払を求めた。

ア) 以下の判決を参考に、最高裁判決を考えよう。

地裁判決	原告勝訴	「個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法的利益」と指摘し、トイレの使用制限は「法的利益の制約に当たる」と判断。	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">少数者の人権</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多数派の不安</div> </div>
高裁判決	原告敗訴	「自らの性自認に基づいた性別で社会生活を送ることは、法律上保護された利益だ」と述べる一方、「経産省は他の職員が有する性的羞恥心や性的不安なども併せて考慮し、全職員にとって適切な職場環境を構築する責任を負っている」と指摘し、トイレの使用制限は違法ではない。	

【4】個人の尊重について

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「職場においても性自認に基づいて行動したいという気持ちは原告の真意・真情に基づくものであると理解できるが、職場においても幸福でありたいとする気持ちは誰しもが有するものだ」（高裁判決より）

一憲法第13条の「個人の尊重」をどのように考えるのか。高裁判決は『『個人の利益』と『周囲の不安』とのバランスの問題』であると考えている（上記文）が、この文章は「多数が嫌がっているのだから、少数者は我慢してください」ととらえることもできる。「少数者の人権」と「多数者の不安」がぶつかったとき、あなたはどのように考えますか？

【課題】多様性を認め合う社会とは、どのような社会なのであろうか？

▲資料5 授業プリント

4. 評価について

学習指導要領の改訂にともない、観点別評価が導入されたことは周知の通りである。「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」、頭ではわかっている、どのように評価したらよいか、現場での苦悩は絶えない。評価は、単元を通して3観点を見取ることになっており、1時間の授業で3観点を評価するわけではない。

本誌にて示した授業実践では、おもに「思考・判断・表現」の観点に特化して授業を行い、評価をした。

国立教育政策研究所が発行した『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料』によれば、「思考・判断・表現」の評価方法は、「現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している状況」を評価する。この観点におけるポイントは次の三つである。第一に、『事実を基に』考察、構想すること、第二に、『概念などを活用して』考察、構想すること、第三に、『多面的、多角的に』考察、構想することである」となっており、本実践では、これに準じて「思考・判断・表現」を評価した。具体的には、授業後に書かせたレポートにて、「多様性を認め合う社会とはどのような社会なのであるか？」という主題に対して、授業で扱った事例や裁判例、または自らが調べた「事実を基に」考察しているか、多様性の捉え方を、憲法第13条の個人の尊重という「概念などを活用して」考察しているか、少数者の人権や多数派の不安といった見方など「多面的、多角的に」考察しているかについて、授業者が読み取り、「十分満足できる」と判断したレポートをA、「おおむね満足できる」と判断したレポートをB、「努力を要する」と判断したレポートをCと評価した。



▲資料6 グループでの議論のようす

5. 結びに

SDGsの考え方が浸透していく中、「多様性」もキーワードとしてあげられる。しかし、SDGsの17の目標で、「多様性」自体を掲げているものは1つもない。それでも重要であると誰しもが考えるのは、SDGs全体に通じる「誰一人取り残さない」という理念と「多様性の尊重」がイコールと考えられてるからであろう。今後ますます多様化する社会の中で、「多様性」についてどのように公民科の授業で扱っていくかが求められてくるであろう。

また、多様性が強く求められる社会になってきている一方で、「こうあるべきだ」という考え方が、教育の世界では強く存在する。公民科の授業においても、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在しており、アンコンシャス・バイアスによって、知らないうちに生徒を傷つけたり、社会のあり方はこうであると誘導してしまったりする可能性がある。

「多様性」の授業を開発していく一方で、「多様性」そのものについて、私たち教師は一度立ち止まって考え直す必要がある。

参考資料

- ・国立教育政策研究所 『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（高等学校編）』
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

神奈川県立多摩高等学校教諭 柴田 和範

1. はじめに

私は、本校で2020年度から3年間、旧カリキュラムにおいて2学年の必修科目となっていた「倫理」と、3学年の選択履修科目となっていた「探究倫理」の授業を担当してきた。私自身は、高校生の頃、倫理の授業を受けたことはなく、以前勤めていた学校でも、公民科では現代社会や政治・経済しか担当することがなかった。また、大学は社会系の学部出身であるため、大学で倫理を学んだ経験もほとんどない。そのため、倫理に関する自分自身の学習の経験としては、教員採用試験対策としての勉強しかなく、倫理を本格的に勉強し、授業のあり方について考えはじめたのは、倫理を担当することが決まった2020年の3月がはじめてである。しかも当時は、新型コロナウイルス感染症の流行防止のため、全国一斉休校中であった。そのため、授業実施に向けて誰かの授業を見学しようにも、それすら不可能な状況であった。

ほぼ初学者であるがゆえに苦労も多かったが、倫理の知識が元々乏しく、授業を見たことすらなかったからこそ、生徒目線で考えて、生徒が興味をもち、考えを深められるように改善を図ることができたのかもしれない。そして今では、倫理の授業を3年間担当できたことは、私自身にとって本当に有意義な経験であったと思っている。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）においては、全ての教科等において、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものとして「見方・考え方」があげられ、それを働かせることが重視されている。そして、社会科、地理歴史科、公民科では「社会的な見方・考え方」が重視されていて、それは、社会的な事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の「視点や方法（考え方）」として整理されている。そして、「社会的な見方・考え方」を働かせるとは、そうした「視点や方法（考え方）」を用いて課題を追究したり解決したりする学び方を表すとともに、これを用いることにより生徒の「社会的な見方・考え方」が鍛えられていくことがあわせて表現されている。

学習指導要領の改訂にともない、「倫理」が必修科目となることはなくなり、2年次か3年次の選択履修科目となった。そのため、「倫理」の授業が行われる機会は、以前と比べて、全国的に減るだろう。しかし、「見方・考え方」がより重視されている新学習指導要領では、旧学習指導要領において「自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促す

ことを目標とした倫理の重要性は、より増しているともいえる。そのため、宗教や哲学を扱う回数・時間は、旧学習指導要領時と比べると増えるかもしれない。本稿が、「公共」における哲学・宗教分野の授業や、今まで行う機会がなかった倫理の授業を担当することになり、困っている教員の手助けになれば幸いである。

2. はじめて倫理を担当するにあたって考えたこと

倫理の知識に乏しく、授業を実施したことも見たこともなかった私が授業を組み立てるにあたって、最初に思い出したのは、私が高校生の頃に見ていた深夜番組「お厚いのが好き？」である。その番組は、「お厚い」世界の名著に興味がない人でも理解できるようにわかりやすく解説する番組であり、毎日見ていた夜のスポーツニュースが終わったあとに放送されていたので、たまたま見はじめた番組であった。当時の私は勉強にまったく力を入れておらず、部活動とテレビゲームばかりの日々を送っていた。しかし、その番組を見てみると、世界の哲学や文学に関する名著を知ることができて、少し賢くなれた気がしていたため、心惹かれて結局最終回まで見続けていた（その番組は文庫化されていて、私は教員採用試験の倫理の勉強にも使っていた）。そのため、その番組のように、哲学に興味がない人にも、さまざまな思想をわかりやすくたとえながら授業を行っていきたく考えた。

また、「見方・考え方」を働かせるためには、さまざまな哲学者の思想を教えるだけでなく、生徒自身が日常生活や自分自身のことについて、学習した哲学を実践することが大切であろうと考えた。私自身が哲学の勉強をはじめてから知ったことばであるが、哲学者のカントは「人は哲学を学ぶことはできない。ただ哲学することを学ぶのみである」ということばを残している。「哲学することを学ぶ」ことができるように、身近な例を用いて哲学の実践を促したり、他の生徒との対話の機会を多く設けたりすることの重要性を認識した。

教材研究の際にさまざまな書籍やウェブサイト等に目を通したが、中でも特に参考になったものを紹介する。

書籍	・ 飲茶『史上最強の哲学入門』、河出文庫、2015年 ・ 飲茶『史上最強の哲学入門 東洋の哲人たち』、河出文庫、2016年 ・ 飲茶『正義の教室 善く生きるための哲学入門』、ダイヤモンド社、2019年
ウェブサイト	・ YouTube「哲学チャンネル」の動画

これらは、初学者でも理解できるようにわかりやすく、かつ興味をもちやすいようにさまざまな思想が紹介されている

ものである。「哲学チャンネル」の動画は、教科書や資料集に掲載されていないような内容も数多く出てくるが、図や例などを用いてわかりやすく解説されており、内容の理解を深める上で、非常におすすめである。

そして、上記の考えや文献等を基にして、3年間、倫理の授業を行ってきた。その過程において意識したり工夫したりした点をまとめると次の通りである。

3. 意識・工夫したこと

■ (1) 「考える倫理」、ペアワーク

「考える倫理」は、2015年5月に日本学術会議哲学委員会の哲学・倫理・宗教教育分科会が行った提言において指摘された考え方である。その提言「未来を見すえた高校公民科倫理教育の創生—〈考える「倫理」〉の実現に向けて—」では、「従来の知識伝達を主軸とした倫理教育から〈考える「倫理」〉としての倫理教育への転換を提案する。この転換はまた、先の中央教育審議会の諮問にある「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の趣旨とも方向を同じくするものである」と述べられている。そして、「〈考える「倫理」〉は、深く考える力の育成それ自体が「倫理」の固有の意義であることを明確にするための名称である。この〈考える「倫理」〉においては、先哲の思想や現代社会の倫理的課題を題材に、深く考える力を育成し、グローバル化し科学技術が日々進展する世界を生き抜いてゆける力を育む教育が行われる」とある。

新学習指導要領では、倫理の目標として「人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ」ることが盛り込まれ、そのような見方・考え方については、中央教育審議会答申を踏まえ、「社会的事象等を倫理、哲学、宗教などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などに関連付けること」とし、考察、構想する際の「視点や方法（考え方）」として整理されている。そのため、日本学術会議哲学委員会の分科会の先の提言の方向性は、新学習指導要領の方向性にも合致しているものであるといえる。

以上の内容を踏まえて、先哲の思想を理解した上で、その思想に基づいて、生徒自身のことについて考えさせたり、他者と意見を共有し、自身の思想を深めさせたりするためのペアワークを、毎回の授業で複数回行ってきた。

「考える」ことや、そのためのペアワークに関しては、生徒を対象に行った年度末のアンケートにおいて、次のようなコメントがあがった。

- ・考える時間が授業の中で多々あって、より内容理解につながっていたと思います。
- ・倫理の授業はいつもたとえがわかりやすく、難しい思想もイメージしやすかったです。あと、隣の人の考えを聞ける機会も多くて、いろいろな意見が知れるのでよかったです。
- ・当たり前と思っていた考えが、さまざまな思想から批判されて新しい考えが生まれました。おもしろかったです。それを説明するための例が上手でわかりやすかったです。
- ・近くの人と話すのが他の授業より多くて少し面倒くさいとは思っています。ただ、自分以外の考えを取り入れられるのはおもしろいです。
- ・倫理は正直つまらなくてかたいイメージだったのですが、考えさせられることやおもしろい歴史などがまぎって楽しむことができました。

また、本校ではGoogle Classroomを多く活用しているが、昨年度は後期後半の授業において、実験的にClassroomの質問機能を活用して、生徒間での意見を共有・交換する取り組みを行った。Googleには、フォームやJamboard等もあるが、フォームは一覧性があるものの意見の発信者が誰であるかがわかりにくいことに加え、意見に対してコメントを書き加えることができないため、深い学びにつながりにくいと判断した。また、Jamboardは、意見の発信者が誰であるかの明示がしにくいことや、(1人1台端末の対象ではない学年であるため)生徒が手軽に活用できるスマートフォンでの可視性・操作性が低いことが課題であった。一方で、Classroomの質問機能であれば、意見の一覧性があるだけでなく、意見の発信者が明示され、さらに意見に対してコメントを書き残し合うことが容易であるため、深い学びにつなげる上で適切であると判断した。

授業実践では、生徒に自らの考えを述べさせる問いをClassroomの質問機能を使って出題し、回答を入力させた。そして、入力内容を生徒間で共有し、お互いの意見に対する感想や疑問をコメントとして入力させた。その後、他の生徒からももらったコメントを見返すことによって、考えをさらに深めさせた。授業後には、今回の実践に対するアンケートを行い、実践の効果と課題を整理した。

アンケートでは、思考を深める上での有効性を問う質問に対しては97%の生徒が、この実践の継続の是非を問う質問に対しては92%の生徒が、肯定的な回答を行った。また、意見の共有・交換を通して思考を深める学習について、すべてを紙面で行う場合と今回の学習とを比較させる問いでは、95%の生徒が今回のような学習が適していると回答した。生徒からは、「話したくない人にも意見ができて、考えが深まった」「他の意見をすぐに見られるので考えを深めるのにはいいと思う」「個人の意見を述べ、他の人の意見も見られて返信できるのは面白い」などの意見があがった。一方で課題としては「名前がわかる状態だと指摘しにくい」「匿名にしないと、名前で判断して批判する人が出そう」などの指摘があった。

ペアワークやグループワークだけでは、どうしても意見の

共有相手が周りの数名の生徒に限られてしまう。そのため、クラス全体で意見を共有し、なおかつ効率的に考えを深めさせる上では、Classroomの質問機能が効果的であると考えた。今後もこのような取り組みを続けていきたいと思っている。

■ (2) 資料プリントの作成・活用

倫理のすべての資料集に目を通しているわけではないが、倫理の資料集は、同じ公民科の現代社会（公共）や政治・経済の資料集と比べると、図やイラストが少なく、原典の抜粋資料が多い。そのため、倫理にあまり興味をもっていない生徒や、長文を読むのが好きではない生徒からすれば、見る気が起きにくいものであるかもしれない。

そこで、用語等を記入していくプリントや資料集とは別に、資料プリントを作成し、生徒が興味をもちそうな教養、思想家の名言、さまざまな思想を自分事として捉えさせるための問い、資料集には載っていない図やイラストでの解説などを載せることにした。図や写真等の著作権の関係で、資料プリントの内容を本稿にそのまま載せることはできないが、プリントに載せた内容の例を次に紹介する。

単元	資料プリントに掲載した内容の例
ギリシア思想	ギリシア神話と今日のことば、各哲学者の名言、イデア界と現象界の図説、魂の三部分説と四元徳と国家像の関係図説、可能態と現実態の図説
キリスト教	キリスト教が由来の日本語、キリスト教に関する教養クイズ（イエスが生まれた年、クリスマスやクリスマスイブ、イースターが何をさすか等）、アウグスティヌスの名言、讃美歌「慈しみ深き」や「Amazing Grace」の歌詞、ゲーム「ドラゴンクエスト」の教会の昔と今
中国仏教	西洋哲学と東洋哲学の違い、仏教に由来することば、縁起のイメージトレーニング、上座部と大衆部の袈裟、仏教国タイでの観光マナー、仏像の種類、有名な如来・菩薩
日本仏教	比叡山や高野山周辺の航空写真、広辞苑における「山」の意味、高野山奥の写真（奥之院に食事を運んでいるようす、大名の墓や企業墓など）、奈良仏教と川崎大師、あみだくじの由来、鎌倉新仏教の総本山や大本山の写真
ルネサンス・宗教改革	ディズニー・シーとルネサンスの三大発明、サイゼリヤで見られるルネサンス期の絵画、マキアヴェリリの名言、有名なカトリックの教会、カトリックとプロテスタントの比較
実存主義	生徒の将来像についてたずねる問い、実存主義者の名言、キルケゴールの恋愛、生徒の価値観の由来についてたずねる問い、学校という存在や絶望時の対応について考えさせる問い
構造主義等	今日の社会について考えさせる問い、メキシコ漁師とMBA、監視社会や全体性について考えさせる問い、教育基本法第1条、脱構築建築様式の写真

たとえば名言に関しては、テレビ番組や書籍、ウェブサイト等で紹介されているのを見て「なるほど」と思った経験や自分の考えを改めるきっかけとなった経験がある人は、少なくないかと思われる。そのような名言は、たとえ難解な思想を展開している思想家であっても、聞いた人の心には比較的残りやすいものである。そのため、その日の授業で登場する思想家の名言を授業の冒頭や途中で紹介して、生徒が思想家に興味をもちやすいように努めてきた。

また、自分事として捉えさせる問いに関しては、進路について考えさせるような問いや、将来の社会に関係しそうな問い、生徒が興味・関心をもっていそうなテーマに関する問い

などをつくって発問した。そして、最初に個人の考えをプリントに記入させ、その考えを隣どうしのペアで共有して、考えをさらに深めさせた。問いの例としては、次のようなものがあげられる。

単元(内容)	問いの例
人間の尊厳(カルヴァン)	・志望校に受かる人と受からない人が神によってあらかじめ決められていたとして、勉強を頑張る意味は？
経験論(ヒューム)	・部品が段々入れ替わり、最終的に全部品が入れ替わった船は、元の船と「同じ船」といえるか？ ・1時間前の私と今の私は「同じ私」といえるか？ ・今の私と、人生観が大きく覆るほどの挫折を味わった後の私は「同じ私」といえるか？
ドイツ観念論(カント)	・「自由」だと思うのはどんなとき？ 欲望に触れながら、あなたの考えを書きなさい。 ・ドラえもんが存在するとしたら、ドラえもんを家族または友達にしたい？ その理由は？
実存主義	・「水平化の時代」におけるあなたの人生は水平的？ 個性的？ ・あなたはこれからの約3年間、どのような生活を送りたい？ ・あなたは3年以内に絶対に死ぬとします。これからの約3年間、どのような生活を送りたい？
正義と福祉	・あなたは自動車の自動運転のシステムの第一人者で、非常時の緊急回避システムをつくっています。時速40kmで走行中、後ろから追突されて、次の2通りの事態しか起こりえない状況である場合、AIには原則としてどちらを優先するように指示しますか？ A：目の前のトラックが対向車線に突っ込み、運転手を含む5人程度の人が死ぬ可能性が高い。 B：左の歩道に突っ込んで、10名以上の歩行者を轢き殺す可能性が高いが、車内の人は助かる。
構造主義	・パノプティコンのような監視が行われている社会と、今の日本社会で行われる監視の違いとは？ ・あなたは、あるゲームにおいて完全クリアを達成し、思いつく限りのミッションやチャレンジをすべてクリアしている状態であったとします。あなたはそのゲームを続けますか？ ・あなたは、人生というゲームにおいて完全クリアを達成し、一切の不自由がなく、すべてが自分の思い通りになる状況であったとします。それは生きがいのある人生といえますか？
生命倫理	・本来は変えることができない自分の姿や特質を、人為的手段(美容整形や遺伝子の操作等)で改変することには賛成？ 反対？ またその理由は？

なお、用語等を記入するプリントと資料プリントを分けて作成した狙いとしては、定期試験における、生徒の勉強の負担感の緩和である。種類を分けずにプリントを作成していくと、プリントの枚数が増え、生徒目線で考えると「試験範囲になっているプリントの枚数が非常に多くて、勉強が大変」ということになる。そうすると、生徒の倫理に対する抵抗感が強くなってしまふ。そうならないようにするために、資料プリントは興味・関心を高めたり理解や思考を深めたりするために授業では活用するが、定期試験の出題根拠にはしないという位置づけにして、試験範囲のプリント枚数が過剰にならないようにした。また、用語等も含め、ひとまとめにしてプリントをつくっていくと、あとから資料を足そうとした際に、レイアウトの大幅な変更が必要になったり、中途半端なスペースをどうするか悩んだりすることもあるかもしれない。しかし、用語等を載せるプリントと分けて資料用プリントを作れば、必要だと思ったものを足すことや、複数回の内容を1枚にまとめることもできるので、レイアウト調整が容易であり、プリント作成が効率的であると感じた。



年度末に行った生徒へのアンケートでは、資料プリントに関して、次のようなコメントが寄せられた。

- ・資料プリントがおもしろかった。みんなで考えるのが楽しかった。名言、小話がおもしろかった。
- ・資料プリントとか、余談的な要素だったり、現代の社会にあてはめてみたりと、倫理が面白くなるような工夫がいっぱいあって楽しかったです！
- ・プリントで分かりやすくまとめられているのがよかった。補足プリントは特によく、現代の私たちにもわかりやすいようなたとえを用いて書いてくれているのがとてもありがたかった。
- ・倫理で学ぶ思想はどれもまったく共感できないし、イメージしにくかったが、資料プリントの具体例などでイメージがつかみやすくなっていたのでよかったと思う。
- ・最初は、倫理に興味をもてず理解も浅かったが、授業の導入のプリントがおもしろくてだんだん意欲的に取り組めるようになってきた。授業の導入が身近な話などわかりやすいときは、そのまますると授業の内容が入ってきたのでありがたかった。

このように好意的な意見が多かったので、2年目以降は資料プリントの内容の精選と充実化に力点を置いていった。その結果、昨年度末に行ったアンケートでは「資料集をもう少し活用してほしい」との意見があがってしまった。資料プリントは、初学者の私でも興味をもてるように進めていったので作成自体は楽しかったが、自分が楽しみやすい授業準備を増やした結果、このような意見があがってしまったことは反省点の一つである。今後は改善に努めたい。

■ (3) 授業における音楽の活用

以前に他校で行っていた現代社会の授業で、青年期を扱う際は授業内容に関係する歌を流すことをして、生徒からも比較的好評であった。倫理の学習をはじめ前の段階で、哲学者の思想に興味があるという生徒は、いるとしても少数派かと思われるが、歌に興味があるという生徒は少なくないだろう。歌の歌詞は、曲によっては哲学的な要素が非常に強いものもある。そのため、倫理の授業においても、内容に応じてそのような取り組みを行うことにした。

歌を流すにあたっては、事前に問いを設定して、学習した内容を振り返ったり歌詞を見たりしながら、問いに対する答えを考えさせるようにした。授業における実践例は次の通りである。

単元	問い	歌
青年期	・自分らしさ、アイデンティティとは何か？	「アイデンティティ」(サカナクション)
キリスト教	・なぜキリスト教は多くの人に受け入れられた？	讃美歌「慈しみ深き」「Amazing Grace」
インド思想・仏教	・古代インド思想で理想とされたのはどんな真理なのか？ ・日本に伝わった仏教は、本来はどんな特徴をもつのか？	「カルマ」(BUMP OF CHICKEN) 「おしゃかしやま」(RADWIMPS)
実存主義	・現実存在としての私は、どのように生きるべきか？	「RPG」(SEKAI NO OWARI)

たとえば、青年期について考えさせる授業で、サカナクションの「アイデンティティ」を聞かせた際には、問いに対する次のような解答があがった。

生徒A 「アイデンティティがない」という歌詞がありますが、アイデンティティがないということはないと思います。アイデンティティとは、つまり自分らしさであり、何かを好きだと思うことだけでなく、嫌いだと思うこと、どちらでもないことも自分らしさだと思います。自分を確立することは他者を確立することでもあり、自分と他者を確立することはお互いのことを認め合うことにつながると思います。青年期、特に高校生などは自分で選択する場面が増え、迷う時期でもあるので、自分を受け入れて他者を認めることは大切な考え方だと思います。

生徒B 「アイデンティティ」の歌詞は、過去の思い出を掘り起こしたときに自分らしさに気づいたという感じですが、それは、自分が昔したことを思い出した今、「確かに、私ならこうする」と共通するところを見つけたのではないかと考えました。そういうふうに見つけていった共通点から、自分の個性や性格に気づき、少しずつ分かっていくのがアイデンティティという自分らしさであると思っています。

生徒C 「映し鏡 ショーウィンドー 隣の人と自分を見比べる そうそれが真っ当と思込んで生きてた」という歌詞がある。他人と比較するのではなく、自分自身でアイデンティティを見いださなければ、アイデンティティの拡散になってしまう。だから、自分自身でアイデンティティを見いださなければならぬと思った。また、2番の歌詞で、アイデンティティを見つけるために、過去を思い返すということがあげられている。自分の今や昔の趣味・好きなことや、1日を振り返って楽しかったことから気づかされるのが、確かにありそうだった。

授業後のアンケートでは、興味・関心を高める上で効果的であったか否かを問う質問に対しては95%の生徒が、理解や考察を深める上で効果的であったか否かを問う質問に対しては92%の生徒が、肯定的な回答を行った。また自由記述欄においては、次のような意見があがった。

- ・音楽を聴いて学ぶというのは授業内の気分転換にもなるし、よりよく内容が理解できました。また、曲調とその思想の背景も結びつけることがよいと思いました。
- ・歌は文化が出てくるので、それで宗教を理解させることは結構いい案だった。
- ・歌を聴いたことによって、歌詞がどのようなことをいっているのかを、視覚だけでなく聴覚でも感じ取れたのはとても有意義なことだったと思います。
- ・音がついていると、ただ歌詞を眺めるときとは違い、目と耳で感じるができるので、自然と自分の中に入ってくるという感覚がありました。
- ・歌詞を見ることによって大まかな思想がわかること、サビなどで最も重要な部分がわかることがよいと思いました。
- ・ただ内容を解説するだけではなく、関連した例や音楽をばさんでくれていたので、普通の授業よりよかった。
- ・アイデンティティやRPGなど、身近な曲を使って説明していたのが印象的でした。RPGの歌詞は、倫理の授業を受けた後に聴くと、またイメージが変わりました。

このように、高校生が親しみやすい音楽は、興味・関心、理解や考察を深めさせる上で、有効であったと考えられる。

■ (4) 独自の授業改善アンケート

暗中模索しながらはじめた私の倫理の授業に対する生徒の考えを把握し、私自身の授業改善に役立てることを目的に、生徒に対して年に2回ほどアンケートを行ってきた。実施する際は、生徒が安心して自分の考えを書けるように必ず無記名で行い、あくまでも授業改善に役立てることが目的であることを明示した。その時々によって質問内容は異なるが、普段とは少し違うような取り組みを行った際には、それについての生徒の考えを聞いた。また、年度末に行う際には、質問項目はあまり設けずにポイントを絞って、よい意味で印象に残っている授業内容や、授業において改善すべきだと思っただ点を聞くようにしている。

アンケートではさまざまな意見や要望が出てくるが、対応にあたっては、多数意見に迎合するのではなく、たとえ1人のみが書いた意見であっても、必要と感じたら迷わず採用するようにしている。たとえば、前述のような、内容に関する歌を聴かせて、それについて思考を深めさせる活動において、実施初年度は歌を聴いた上で、思ったことを文章にまとめさせるだけであった。しかし、そのことに関するアンケートを行った際、1人の生徒から「考えたことをまとめる前に、歌を聞いた上で思ったことを近くの人と話したい」という意見があがった。たとえば、家族や友人と映画を観た際には、観た後に映画の感想を話すのが普通の流れだろうし、感想を述べあうことで思考がより整理されたり、新たな気づきを得られたりすることは誰でもあるだろう。生徒からのコメントで、そのことの必要性に気づかされ、次回からは感想を共有する時間をもつようにしたところ好評であった。

個々の意見に対するフィードバックを行う必要はないと思うが、複数人からあがった意見・要望や、採用したいと思った意見に対しては、必要に応じて、クラス全体に向けて簡単なフィードバックを行うようにしている。そうすれば、意見に耳を傾けていることが生徒にも伝わるし、たとえ少数意見でも採用されることが全体に示されれば、生徒からの信頼も高まりやすいと思われる。

4. 最後に

専門ではない倫理を3年間担当して、倫理という科目に対して強く思ったことがある。それは、現代社会や政治・経済と比べて、非常に自由度が高い科目だということである。政治・経済や現代社会の政経分野は、倫理と比べると実社会や生活にも直結する分、倫理よりも内容が具体的であり、授業における切り口が限られる。一方で、倫理は、内容が非常に抽象的だからこそ、それを生徒にわかりやすく伝えるための切り口には多種多様な選択肢があり、教員の授業の展開次第で印象が大きく変わりやすい科目であるように思う。だからこそ、倫理の教材研究では、授業の切り口や内容の具体例を、生徒や私自身が興味のあることや、日常生活のさまざまな場面の中から探し出す楽しみがあり、授業準備も授業も楽しむような気もちで取り組むことができた。そして、日本学術会議哲学委員会の分科会が指摘していた「考える倫理」の視点に立った授業を実践するためには、何よりも教員自身が「考える」ことが大事であるという結論にいたった。

公共における倫理的分野の授業の実践に不安をいだいていたり、選択科目の倫理を初めて担当することになり、暗中模索しながら授業を行っていたりする先生方も少なくないかと思う。しかし、初学者からしても、倫理の勉強や倫理の授業は楽しいものであった。そして、この「倫理は楽しい」ということは、私とともに2年間、倫理の授業を担当した、歴史を専門とする教員もいっていたことである。

倫理の授業の可能性は本当に無限大である。ぜひ、生徒とともに楽しみながら、「考える倫理」を実践していただくと幸いである。

参考資料

- ・文部科学省『高等学校学習指導要領解説 公民編』、2010年
- ・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編』、2019年
- ・日本学術会議 哲学委員会 哲学・倫理・宗教教育分科会「提言 未来を見すえた高校公民科倫理教育の創生—考える『倫理』の実現に向けて—」
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t213-1.pdf>

公民最新資料 特集第12号

みつめたい教育と未来
第一学習社

2023年5月12日発行

広島：〒733-8521 広島市西区横川新町7番14号 ☎082-234-6800
東京：〒113-0021 東京都文京区本駒込5丁目16番7号 ☎03-5834-2530
大阪：〒564-0052 吹田市広芝町8番24号 ☎06-6380-1391

札幌：☎011-811-1848 仙台：☎022-271-5313 新潟：☎025-290-6077
つくば：☎029-853-1080 横浜：☎045-953-6191 金沢：☎076-291-5775
名古屋：☎052-769-1339 神戸：☎078-937-0255 広島：☎082-222-8565
福岡：☎092-771-1651 鹿児島：☎099-227-7801 沖縄：☎098-896-0085